

笠松競馬所属騎手及び調教師の処分について

令和3年5月12日（水）にお知らせした、笠松競馬所属騎手の処分事案について、本日5月25日（火）、下記のとおり処分を行いましたのでお知らせします。

今後、同様の事案が起こらないよう、きゅう舎関係者への指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

■騎手に対する処分について

(1) 処分を受ける者

水野 翔 騎手

(2) 処分日

令和3年5月25日（火）

(3) 処分内容

騎乗停止15日

(4) 処分理由

当該騎手は、SNSにおいて競馬の予想行為を行っている者がSNS上で実施した懸賞10万円に応募・当選し、金員の供与を受けていた。このことは、岐阜県地方競馬組合の地方競馬実施条例に基づく管理者指示事項に違反する行為である。

(5) 根拠法令

岐阜県地方競馬組合地方競馬実施条例施行規則第72条第1項第9号

■調教師に対する処分について

(1) 処分を受ける者

笹野 博司 調教師

(2) 処分日

令和3年5月25日（火）

(3) 処分内容

戒告・賞典停止2日

(4) 処分理由

所属騎手が競馬の公正を害するおそれがあると認められる者から金員を受領し、騎乗停止15日の処分を受けた。このことは、当該騎手に対する平素の指導監督が十分でなかったため、岐阜県地方競馬組合地方競馬実施条例施行規則第92条に違反するものである。

(5) 根拠法令

岐阜県地方競馬組合地方競馬実施条例施行規則第72条第1項第2号及び同条第2項

岐阜県地方競馬組合 管理者